

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

- 特定計量器定期検査の実施 (三件) …………… 一
- …………… (生活文化局計量検定所検査課) ……
- 保安林の指定 …………… (産業労働局農林水産部森林課) …… 二
- 種苗生産事業者の登録 …………… (同) …… 二
- 規程 (交)
- 東京都地下高速電車と東京地下鉄株式会社線との時間制乗車券及び東京都乗合自動車一日乗車券の発売等の特例に関する規程 …………… 二
- 東京都交通局ポイントサービス規程の一部を改正する規程 …………… 三

## 公 告

## 告 示

- 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出 …………… 四
  - …………… (産業労働局商工部地域産業振興課) ……
  - 大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出 …………… (同) …… 四
  - 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要 …………… (同) …… 四
- 東京都告示第二百三十号  
計量法 (平成四年法律第五十一号) 第十九条第一項及び

第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則 (平成五年通商産業省令第七十号) 第三十九条第一項の規定により、特定計量器 (皮革面積計を除く。) の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和元年七月十九日

東京都計量検定所長 荒 木 誠

- 一 検査地域 練馬区
- 二 検査対象 非自動車はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの (分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動車はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。
- 三 検査期日 令和元年八月二十八日から同年十一月二十二日まで (東京都の休日に関する条例 (平成元年東京都条例第十号) に定める休日を除く。)
- 四 検査場所 (一) 特定計量器 (皮革面積計を除く。) の所在の場所において、東京都計量検定所及び指定定期検査機関が検査を実施する。
- (二) (一)のほか、東京都計量検定所 (江東区新砂三丁目三番四十一号) において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。
- 五 指定定期検査機関 一般社団法人東京都計量協会  
の名称

● 東京都告示第二百三十一号

計量法 (平成四年法律第五十一号) 第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則 (平成五年

通商産業省令第七十号) 第三十九条第一項の規定により、特定計量器 (皮革面積計を除く。) の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和元年七月十九日

東京都計量検定所長 荒 木 誠

- 一 検査地域 調布市
- 二 検査対象 非自動車はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの (分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動車はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。
- 三 検査期日 令和元年八月二十六日から同年九月十九日まで (東京都の休日に関する条例 (平成元年東京都条例第十号) に定める休日を除く。)
- 四 検査場所 特定計量器 (皮革面積計を除く。) の所在の場所
- 五 指定定期検査機関 一般社団法人東京都計量協会  
の名称

● 東京都告示第二百三十二号

計量法 (平成四年法律第五十一号) 第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則 (平成五年通商産業省令第七十号) 第三十九条第一項の規定により、特定計量器 (皮革面積計を除く。) の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和元年七月十九日

東京都計量検定所長 荒 木 誠

一 検査地域 狛江市

二 検査対象

非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日

令和元年八月二十六日から同年九月三日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所

特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所

五 指定定期

一般社団法人東京都計量協会の名称

●東京都告示第二百三十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和元年七月十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 保安林の所在場所

神津島村字神戸山一番一(次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採を禁止する。

2 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び神津島村役場に備え置いて縦覧に供する。)

●東京都告示第二百三十四号

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十条第一項の規定により次の生産事業者の登録をしたので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

令和元年七月十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 登録番号

二 生産事業者

(一) 氏名 守屋 二郎

(二) 住所 青梅市藤橋二丁目八番口号

三 生産事業の内容 幼苗の育成及び幼苗以外の苗木の育成

四 事業所の名称及び所在地

石川種苗 青梅市藤橋二丁目八番口号

規 程 (交)

●交通局規程第四号

東京都地下高速電車と東京地下鉄株式会社線との時間制乗車券及び東京都乗合自動車一日乗車券の発売等の特例に関する規程を次のように定める。

令和元年七月十九日

東京都交通局長 土 淵 裕

東京都地下高速電車と東京地下鉄株式会社線

との時間制乗車券及び東京都乗合自動車一日

乗車券の発売等の特例に関する規程

(目的)

第一条 この規程は、東京都地下高速電車と東京地下鉄株式会社線との時間制乗車券の発売等に関する規程(平成三十年交通局規程第五号。以下「時間制乗車券規程」という。)

第一条に規定する東京都地下高速電車と東京地下鉄株式会社線とが発売を行う時間制乗車券(以下「都・メトロ時間制乗車券」という。)

及び東京都乗合自動車一日乗車券の発売等に関する規程(平成十年交通局規程第四十九号。以下「バス一日券規程」という。)

第一条に規定する東京都乗合自動車一日乗車券(以下「バス一日券」という。)

に、東京海上日動火災保険株式会社が取り扱う訪日外国人用旅行保険等の附帯サービス、記念品等(以下「附帯サービス等」という。)

を附帯して発売する際の特例について定めることを目的とする。(有効期間等及び発売期間)

第二条 附帯サービス等を附帯して発売する都・メトロ時間制乗車券及びバス一日券(以下「セット乗車券」という。)

の有効期間等及び発売期間は、次に定めるとおりとする。

一 有効期間等

ア 都・メトロ時間制乗車券(セット乗車券として発売する場合に限る。以下同じ。)

の有効期間

第四条第一号の裏面に記載する有効期限のうち、使用を開始した任意の時間から七十二時間

イ バス一日券(セット乗車券として発売する場合に限る。以下同じ。)の有効日

第四条第二号に記載する有効期限のうち、任意の

一日

二 発売期間 通年

(運賃)

第三条 セット乗車券の運賃は、次に定めるとおりとする。

一 都・メトロ時間制乗車券 千五百円

二 バス一日券 五百円

(セット乗車券の様式)

第四条 セット乗車券の様式は、次に定めるとおりとする。

一 都・メトロ時間制乗車券

表

Table with 2 columns: 項目 (Item), 内容 (Content). It lists details for the set bus ticket, including validity period, fare, and usage rules.

二 バス一日券

裏

ご利用開始後の有効期間 Expiration data and time after first use.

4桁表示 0000年-0月-0日00時00分まで

- この乗車券は、都営地下鉄及び東京メトロの本線にてご利用いただけます。
●この乗車券は、乗車に自動改札機等に通過してから72時間以内限り、乗り降り自由です。
●有効期限は満了しますと、無効になります。
●お買出しの可否、お買出し方法については、購入箇所にお買い合わせ下さい。
●This ticket is valid for all Teito Subway lines and all Tokyo Metro lines.
●This ticket is valid for 72 hours after you pass through the automatic fare gate.
●Invalid after the period below.
●Regarding whether or not it is possible to get a refund please inquire at the place of purchase.

東京都交通局 東京都地下鉄株式会社

大人 adult

有効期限 Period of validity 0000.-0.-0



備考 裏面は、図柄とし、必要に応じて変更することがある。

(発売条件)

第五条 セット乗車券は、旅客が旅券の提示により訪日外国人旅行者であることが確認でき、かつ、旅券を専用端末で読み取ることに必要な情報を取得できた場合に限る。発売する。

(発売場所)

第六条 セット乗車券は、次に定める場所において発売する。ただし、必要によりその他の場所で発売することがある。

一 東京都地下高速電車大江戸線新宿西口駅、都庁前駅

及び大門駅並びに東京都地下高速電車浅草線新橋駅の駅長事務室

二 東京都地下高速電車大江戸線上野御徒町駅の定期券

発売所

(払戻し)

第七条 セット乗車券を所持する旅客は、発売当日に限り、前条に定める場所において未使用の都・メトロ時間制乗車券及びバス一日券並びに記念品等と引換えに、既に支払った運賃の払戻しを請求することができる。

2 前項の場合、附帯サービスの提供は行わないものとする。

3 第一項の場合、旅客は、セット乗車券一式につき二百二十円の手数料を支払わなければならない。

(準用)

第八条 この規程に定めのない事項で、都・メトロ時間制乗車券の発売等に関するについては時間制乗車券規程を準用し、バス一日券の発売等に関するについてはバス一日券規程を準用する。

附則

この規程は、令和元年七月二十二日から施行する。

●交通局規程第五号

東京都交通局ポイントサービス規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年七月十九日

東京都交通局長 土 洸 裕

東京都交通局ポイントサービス規程の一部を改正する規程

東京都交通局ポイントサービス規程（平成二十三年交通局規程第二十五号）の一部を次のように改正する。  
 第五条第一号中「のSF」を削る。

附則

この規程は、令和元年七月二十二日から施行する。

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設について届出があつたので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名）(二)住所（団体にあつては所在地）(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和元年七月十九日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するように提出してください。

令和元年七月十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 (仮称) N T T 都市開発原宿駅前計画

二 店舗所在地 渋谷区神宮前一丁目十四番五十九号

三 設置者名 エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社

四 設置者住所 千代田区外神田四丁目十四番一号

五 小売業を行う者の氏名又は名称 未定

六 新設をする日 令和二年三月五日

七 店舗面積の合計 七千六百八平方メートル

八 駐車場の位置及び収容台数 店舗内 八十三台

九 駐輪場の位置及び収容台数 店舗内 六十九台

十 荷さばき施設の位置及び面積 店舗内 百三十九平方メートル

十一 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗内 三十一・七七立方メートル

十二 小売業を行う者の開店時刻 午前十時。ただし、年間五日に限り午前六時三十分

十三 小売業を行う者の閉店時刻 午後九時。ただし、年間五日に限り午後十時

十四 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前九時三十分から午後九時三十分まで。ただし、年間五日に限り午前六時から午後九時三十分まで。年間五日に限り午前九時三十分から午後十時三十分まで

十五 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 一か所 店舗北西側

十六 荷さばき施設において荷さばきを行うことがで

きる時間帯 午前六時から午後十一時まで。ただし、年間十日に限り二十四時間

十七 届出日 令和元年七月四日

十八 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）

十九 縦覧期間 令和元年七月十九日から同年十一月十九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

二十 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定により大規模小売店舗の廃止について届出があつたので、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

令和元年七月十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 原宿第一マンションズ

二 店舗所在地 渋谷区神宮前一丁目十四番二十九号

三 設置者名 エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社

四 店舗面積の合計 平成二十九年二月二十七日

が千平方メートル以下となる日

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

<p>六 縦覧期間 令和元年七月十九日から同年八月十九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。</p> <p>五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）</p> <p>ウ 収受日 令和元年六月二十六日</p> <p>イ 概要 意見なし</p> <p>ア 聴取者 東久留米市長</p> <p>四 意見 意見なし</p> <p>三 設置者名 株式会社ヤオコー</p> <p>二 店舗所在地 東久留米市滝山四丁目十三番二ほか</p> <p>一 店舗名 （仮称）ヤオコー東久留米滝山店</p>	<p>七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>
	<p>七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>

令和元年七月十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 伊藤ビル

二 店舗所在地 足立区東和一丁目二十九番八号

三 設置者名 隆商事有限公司

四 意見

ア 聴取者 足立区長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 令和元年六月二十六日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）

六 縦覧期間 令和元年七月十九日から同年八月十九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行

東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号  
電話 〇三(五三二二)一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月 三〇円  
六、六〇〇円  
(郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001

